

一、今日...
一、...
一、...
一、...

一、...
一、...
一、...

一、...
一、...
一、...

要求條項ニ對スル回答

- 一、第一項乃至第四項ノ社員待遇ニ関スル件ニ就キテハ會社ニ於テモ待遇ノ向上ニ関シテ常ニ考慮ヲ為シ、アリテ目下審議中ノ事項モ多クアルヲ以テ、同等事項ハ尙精査ノ上、重役會ノ協議ニ上セ、順次実施セントスル方針トナリ居リ
- 一、第五項ニ就キテハ既ニ屢々當事者ニ申傳へ、在任者春原氏ヲ除キ他ノ兩氏ハ指定ノ任地ニ赴任スルコトヲ希望ス
- 一、第六項ニ就キテハ今後事務ノ推移ニ關係スルモノニシテ豫メ言明スルコトヲ得ズ、只會社ノ事業ハ社會ニ對シテ重大ナル關係アリ、以テ内部ノ紛争ハ公衆ニ迷惑ヲ及ボサズル様注意ヲ望ム